

読めば
なるほど!



いろいろな情報をまとめて紹介します

市民・除雪業者・市が協働し、快適な冬の暮らしを実現するために、市ではダンプトラック及び融雪機の貸出し制度を設けています。



● 除雪に関する問合せや貸出しの申込先
市・除雪対策室 ☎42・2010

マナーを守り、みんなで協力して除排雪をしよう
市民協働で快適な冬の暮らし

- ダンプトラック及び融雪機の貸出しをします
- 市民雪捨て場情報
- 場所 大和田八線左の沢
- 雪捨て場開放時間
- 平日 午前6時～午後6時30分
- 土日 午前6時～午後7時
- (平日、土日とも正午～午後1時は閉鎖しています)
- 年末年始
- ・ 12月31日：午前6時～正午
- ・ 元旦・・・休み
- ・ 2、3日：午前6時～正午
- ・ 4日：平常通り開放

償却資産の申告

償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産状況を申告しなければなりません。申告は2月2日(月)までです。

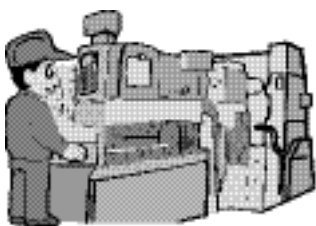
■ 償却資産とは・・・
法人(会社)や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために使用している又は使用することができ、機械、器具、備品などをいい、固定資産税の課税対象となります。

課税対象となる具体例

■ 構築物(広告塔、鉄塔、家屋附帯設備など)
■ 機械及び装置(旋盤、ベルトコンベアーなど)
■ 船舶(漁船、貨物船、モーターボートなど)
■ 車両及び運搬具(大型特殊運搬車など)
■ 工具、器具及び備品(測定・検査工具、机など)

■ 次のような場合は、課税の対象となりません。
耐用年数1年未満の資産
少額償却資産(取得価格が10万円未満の資産で、法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの)
一括償却資産(取得価格が20万円未満の資産で、法人税法などの規定により3年以内に一括して均等償却するもの)
自動車税、軽自動車税の対象となるもの
ただし、の場合でも、個別の資産ごとの耐用年数に

税務課からのお知らせです
償却資産の申告は2月2日までに
より、通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。



■ 耐用年数が変わりました
平成20年度の税制改正で、機械及び装置を中心に資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。
平成21年度分の償却資産の申告から、改正後の耐用年数を用いることとなりますので、申告の際はご注意ください。
詳しくは、左記まで。

市・税務課
☎42・1804

特定健康診査月日と場所

月日	受付時間	健診場所
2月21日松	午前6:30～11:00	はーとふる
2月22日掌	午前6:30～11:00	はーとふる



特定健康診査

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病などの生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を行うための健診です。

■対象者
 ・40歳から74歳までの国民健康保険加入者
 ・75歳以上の後期高齢者（65歳以上の一定の障害を持つ方も含みます）
 ただし、6カ月以上の長期入院者及び、すでに20年度に受診された方は除きます。

■申込期間・時間

1月13日(火)～1月30日(金)
 (土・日は除く)
 午前9時～午後5時

■申込方法

窓口、電話またはFAXでお申し込みください。

■申込必要事項

氏名、年齢、国保または後期高齢者の保険証番号、受診希望日、時間、健診名
 ■本人負担金 500円
 ■同時検診【別表】
 胃、肺、大腸がん検診
 65歳以上の方は、生活機能評価も同時に実施します。

まだ間に合います!!
特定健康診査！受け忘れてませんか？

【別表】同時検診

検診名	対象年齢	本人負担金
胃がん	30歳以上	500円
肺がん(喀痰検査含)	40歳以上	500円
大腸がん	40歳以上	500円
生活機能評価	65歳以上	無料

75歳以上の方のがん検診は無料です。

留萌市立病院など市内の医療機関(10カ所)で、個別健診を行っておりますので、集団または個別の健診を1年に1度受けてください。

■特定健康診査のお申し込み・お問合せは、市・市民課
 ☎42・1805

75歳になる月の自己負担限度額が調整されます

平成21年1月から月の途中で75歳になった方は、誕生日前後の医療保険制度ごとに医療費の自己負担限度額が半額ずつになります。

限度額を超えて医療費をお支払いになった場合には、差額を支給します。

平成20年4月から12月までに、月の途中で75歳になった方も含みます。

◆自己負担限度額が調整される例◆
 自己負担限度額が44,400円の単身者が月の途中で75歳になる月に入院した場合

	変更前	変更後
国民健康保険	44,400円	22,200円
後期高齢者医療制度	44,400円	22,200円
合計	88,800円	44,400円

保険料の納め方を年金天引から口座振替に変更できます

後期高齢者医療制度と国民健康保険の保険料は、年金天引から口座振替に変更して納めることができるようになります。



医療費負担を軽減するために見直しがありました
後期高齢者医療制度のお知らせ

平成21年4月分の年金から保険料の天引を中止を希望される方は、1月30日(金)までに市役所へお越しく下さい。

申請は随時受け付けていますが、口座振替へ切り替わる時期は届出の時期により異なります。
 詳しくは、左記まで。

☎北海道後期高齢者医療

☎広域連合

☎011・290・5601

☎市・市民課

☎42・1805

- 手続きに必要なもの
- ・保険証
- ・保険料を振替する口座の預金通帳
- ・預金通帳の印鑑